

ろう者(手話言語が必要な人)が、納得して安心できる

介護サービスを受けるために

認定調査

- ・必ず手話通訳者をつける、又は手話ができる調査員が実施。
- ・サービス導入時も、手話のできる職員が対応。(いない場合、事業所が必ず手話通訳者を依頼)

ケアマネジャー

- ・会議のときには、必ず手話通訳者をつける、又は手話ができるケアマネが実施。
- ・ケアマネが渡す「サービス提供票」は、カレンダーに加工。写真・時間を載せ、わかりやすく。
- ・デイサービスなどは必ず体験利用を実施、本人の意向を確認。集団になじめない場合は、ケアマネから他事業所を紹介、本人に合ったコミュニケーション方法等を伝える。

訪問介護(ホームヘルプサービス)

- ・予定をカレンダーに記入、その横に訪問ヘルパー、ケアマネジャーの顔写真を貼る。
- ・ろう者の生活の様子(買い物、嗜好、どんな人と関わりがあるか等)を把握。手段を知りサポートを。

通所介護(デイサービス)

- ・自宅ではカレンダーに予定を記入。迎えに来る職員の顔写真を貼る。
- ・手話はもちろん、身振り、タブレット、ホワイトボード、写真等見てわかるものを活用。
- ・ろう者が自分の意思を伝える手段と一緒に考える(トイレに行きたいときは手をたたくなど)

2026年(令和8年) 1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6  買い物 9時	7	8  迎え 9時	9	10
11	12	13  そうじ 10時	14	15  迎え 9時	16	17
18	19	20  買い物 9時	21	22  迎え 9時	23	24
25	26  話し合い 10時	27  そうじ 10時	28  病院 9時	29  迎え 9時	30	31



ケアマネ
〇〇さん



ヘルパー
〇〇さん



デイサービス職員
〇〇さん

※ろう者は、「私に直接聞いて

ほしい、私に説明してほしい」

とおもっています。ろう者自身のことを、ろう者以外の人だけで決めないで。



その人らしく安心して生活を送るには

- ・一人ひとりのろう者を知り、一人ひとりにあったコミュニケーション手段で伝える
- ・慣れるまでは、手話通訳者やろう者の相談員(支援員)が必ず対応
- ・表情や本人の行動を見て、ジェスチャーで対応
- ・ろう者のコミュニケーション方法や手段を知り、サポートを
- ・手話で伝えるときは、その人に合った手話で伝える
- ・目で見てわかるような工夫を(視覚情報)
- ・タブレット・スマホ・ホワイトボード等の活用
- ・実際に体験や見学をする、作業を一緒にする

ろう者の意思を尊重し、
気持ちに寄り添った
支援を



* 本人も含む多機関が連携、情報を共有し支援するネットワークで本人が望む暮らしをサポート

* 介護保険関連事業所での取り組み

- 手話のできる職員、ろう者介護職員の採用
- 事業所内で手話勉強会・手話交流会を開催
- 手話検定資格の推奨(費用の助成)
- 事業所から手話通訳者派遣依頼
- 各市町で実施している「手話奉仕員養成講習会」受講

先駆地区の高齢聴覚障害者福祉施設の取り組み

【特別養護老人ホーム あすくの里】

- ・ろう者を雇用し、働きやすい環境を推進。
- ・ろう職員が講師を担い、手話学習会を開催。
- ・聴者職員には、手話検定資格取得を推奨。
- ・試験合格時の費用助成も制度化。

【養護老人ホーム(聴覚障害者専用) あすらや荘】

- ・ろう者を雇用、介護職員(ろう者)と生活相談員で、認定調査・サービス導入時等対応。
- ・ろう職員が講師を担い、手話勉強会を開催。
- ・手話のできる、訪問リハビリ職員が在籍。

安心して生活できる施設 ～施設内の配慮～

施設内、各居室に掲示板モニター

ナースコールランプ、非常ランプ

ナースコール用 P H S

(ろう者職員にもわかるよう呼び出しは振動あり)

「目で聞くテレビ」や地域専用チャンネルあり

要約筆記やDVD、ビデオを映すためのスクリーン

天井プロジェクター、磁気ループ、テレビ電話

全国の高齢聴覚障害者福祉施設のHP等より抜粋

ろう者が、視覚から
情報を得られるよう
設備が整えられています。

